

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目28番25号
カブドットコム証券株式会社
取締役代表執行役社長 齋藤正勝

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、次頁のご案内に従って電磁的方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月24日（日曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番2号
グランドプリンスホテル赤坂「五色」2階 五色の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第8期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役7名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - （1）議決権行使書用紙のご返送は、平成19年6月23日（土曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
 - （2）電磁的方法による議決権行使は、平成19年6月23日（土曜日）午後5時までの受付となります。
 - （3）電磁的方法によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとします。
 - （4）議決権行使書用紙並びに電磁的方法により議決権が重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとします。

以 上

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kabu.com>）に掲載させていただきます。

＜＜電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について＞＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご承のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お早めに下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

記

1. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（又は携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになります。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成19年6月23日（土曜日）の午後5時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めにご行使されますようお願いいたします。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
3. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応していますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
（注）「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、企業収益の拡大をベースにした積極的な設備投資と、新興国経済の高成長に伴う輸出の好調に支えられ、景気の拡大期間がいざなぎ景気を越え戦後最長になるなど、概ね順調に推移しました。企業では人手不足感が強まる中、雇用環境も着実な改善が見られましたが、賃金の伸びは相対的に緩やかであり、個人消費ははまだ力強さを欠くものの底堅くなりました。地価の全国平均も16年ぶりに上昇、消費者物価もプラスペースとなるなど、脱デフレへの確信が強まりました。

株式市場においては、平成18年4月に日経平均株価が約6年ぶりに17,500円を超えた水準となったものの、5月から6月にかけてはリスク資産を圧縮する動きが顕在化したことによる世界同時株安の展開となり、平成17年夏以降から続いた上昇相場は一服、株価は下落に転じました。6月中旬に日経平均株価が14,000円に迫る場面を経て相場は反転、その後は日米の金融政策など相場の不透明要因が徐々に後退したことにより株価も緩やかな上昇局面となりました。日経平均株価は平成19年2月中旬には前年4月の高値を上まわり18,000円台に乗せる場面もありましたが、2月末からのアジア諸国に端を発する世界同時株安で再び下落に転じ、17,287円で期末を迎えました。

一方、新興株式市場の株価指数の当期末数値が軒並み前期末比数十％の下落となる中、個人投資家の動向は緩慢なものとなり、三市場での1日当たり株式個人委託売買金額は1兆975億円（前期比13％減）、同ジャスダック証券取引所においては850億円（前期比25％減）と、前期に比べると低調となりました。

このような環境の中、当社の当期末の口座数は562,606口座（前期末475,425口座）、うち信用口座数は53,374口座（前期末42,554口座）と増加いたしました。その増加数は平成18年3月期に比べ低い伸びとなりました。一方、時価ベースの預り資産は、新興株式市場の株価下落等がありましたが、12,451億円（前期末12,347億円）と若干ながら増加いたしました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、損をしないことが利益に繋がるという「リスク管理追求型」のコンセプトの下、当期は「トレーリングストップ」注文の提供や、業界初となるオークション方式による夜間取引市場「kabu.com P T S」を開設するなど、利便性を追求した独自のサービスの提供を行いました。又、今後の更なるサービスの拡充を睨み、銀行代理業の許可取得、金融先物取引業登録を行いました。

当期の業績につきましては、前述のとおり株式個人委託売買金額が前期比低調であったことなどによる委託手数料収入の減少を主因に、当期の営業収益は20,946百万円と前期に比べ1.7%減少いたしました。又、金融費用の削減効果はあったものの、事業継続計画（BCP）や私設取引システム（kabu.com P T S）に伴う投資により販売費・一般管理費が増加したため、経常利益は11,017百万円と前期に比べ13.1%の減少となりました。当期純利益については、前期にMe ネット証券との合併により同社の税務上の繰越欠損金を引き継いだことによる法人税の減少が2,731百万円あったことから、前期比37.5%減の6,088百万円となりました。

当期のROE（自己資本当期純利益率）は17.2%と当社の中長期的な維持目標である20.0%を下回っておりますが、収益拡大努力と経費抑制により高い経営効率を維持し、引き続き20.0%以上を目標としてまいります。

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに属する金融グループ（以下、「MUFGグループ」）内において「IT武装したオンライン販売チャネル」としての独自機能を強化するとともに、MUFGグループ各社との連携を図ってまいりましたが、平成19年3月5日に株式会社三菱東京UFJ銀行との業務・資本提携の強化及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社となる方針を取締役会において決議いたしました。これにより、株式会社三菱東京UFJ銀行を所属銀行とする銀行代理店業務の開始、MUFGグループと提携した新サービスの導入や証券仲介業務の提携先の拡大、又、各企業との本格的な販売促進活動の開始等、MUFGグループ各社と一層の連携強化を図り、他のオンライン専門証券とは一線を画した金融グループ力を活用した戦略を展開していく予定です。

② 設備投資の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、又、新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画（BCP）の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当期の設備投資額は16億56百万円で、ソフトウェアを中心としたP T S（私設取引システム）等の新規ビジネスに係る投資並びにシステム増強に対して行いました。又、電子計算機等設備拡充のため、支払総額8億67百万円のリース契約を締結いたしました。

③ 資金調達の状況

資金調達手段の多様化と調達コスト削減の一環として、当事業年度は、信用取引貸付金に充当するため、短期銀行借入及びコール資金の借入を増額し、期末残高は前期末に比べ110億円増加の410億円となりました。

又、今後の資金需要に応じた機動的、安定的な資金調達手段の確保と資金効率の向上や財務基盤の改善を図ることを目的として締結している、シンジケーション方式のコミットメントライン契約総額60億円を継続し、新たに総額を100億円に増額することが可能なオプションを追加しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期
	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)	6,569 (5,340)	11,725 (9,377)	21,311 (16,887)	20,946 (15,083)
経常利益	2,578	5,891	12,672	11,017
当期純利益	3,037	4,014	9,746	6,088
1株当たり当期純利益	32,459円00銭	14,222円84銭	10,211円58銭	6,267円97銭
総資産	125,684	202,771	380,363	363,771
純資産	5,902	22,264	33,319	37,568
1株当たり純資産額	63,068円53銭	70,287円30銭	34,337円22銭	38,509円47銭

(注) 第8期(当事業年度)より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な関連会社の状況

イ. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の関連会社であり、同行は当社の議決権の16.33%を直接所有しております。なお、当社は同行と証券仲介サービス、銀行代理業務において業務提携を行っております。

ロ. 当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関連会社であり、同社は間接所有を含め当社の議決権の30.72%を所有しております。

(注) 当社は前期末に伊藤忠商事株式会社の関連会社でありましたが、同社は平成19年3月9日に当社株式を売却したことにより、同日付で当社は同社の関連会社から外れております。

(4) 対処すべき課題

① ブランド及び信頼感の浸透

競業他社との競争の中で、投資家に対し当社のブランドと信頼感を一層浸透させることは不可欠です。当社は、「リスク管理追求型」のコンセプトを一層浸透させ、ブランド力を向上させるためIR、PR活動を積極的に行う必要があると考えております。又、安定的なシステム稼働と顧客データの保護の強化のために国際規格に基づく経営管理体制を構築するなどの諸施策を実施し、お客様の信頼感を高めてまいり所存です。

② 効果的、効率的なキャパシティ・プランニングの実施

当社はオンライン証券取引サービスの提供を主な業務としており、又、証券仲介業等他社との連携強化や夜間取引の拡大等を目指していることから、株式等の取扱量の増加に備えたコンピューターシステムやコールセンター等の処理能力増強は、当社が業務の運営を行う上で非常に重要であると認識しております。これら処理能力については客観的な指数に基づき常時評価を行い、ROI（投資収益率）を常に意識した効果的・効率的な増強計画（キャパシティ・プランニング）を構築し、経営陣の認識のもとそれらの計画を確実に実施するよう努めています。

③ 低コスト構造の維持

当社は、コンピューターシステムの自社開発、自社運営と少数精鋭主義による効率的な業務運営を行っております。競業他社との競争を優位に展開するため、引き続き費用対効果を厳格に計算し、販売費・一般管理費の増加を抑制することによって、低コスト構造の維持に努めてまいります。

④ コンピューターシステム障害の防止と対応

当社の業務及び提供するサービスのほぼ全ては、その全部又は一部がコンピューターシステムによって運営、提供されております。これらのコンピューターシステムは、一般的に、地震、火災、電力供給停止、通信障害等の社会的なインフラ障害などの外部要因や、コンピューター機器の不具合、人為的なオペレーションミスなどの内部要因により障害が発生する可能性があります。

当社は、オンライン証券取引サービスの提供を専業としているため、これらのコンピューターシステムが安定的に運用されることが当社の業務運営に関する最大の関心事であるとの認識の下、コンピューターの設置場所を免震構造の建物内とし、非常用自家発電による電源供給が常時行える環境を整え、全てのコンピューターサーバを2重化以上の構成としているほか、災害や大規模システム障害の発生などのリスク対策など、コンピューターシステム障害を未然に防止するための諸施策を実施しています。

又、災害や大規模なシステム障害の発生等を想定した情報システムリスクへの対策として、福岡県に第二システムセンターの開設など、災害時には本社機能を完全に代替できる体制を構築し、システム部門の組織改変等のシステム・サービス管理体制整備・拡充施策と合わせ、事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）を実現していく予定です。

⑤ 顧客情報漏洩等に対するセキュリティの確保

当社では顧客情報管理を徹底すべく、SSLを使用したインターネット等の暗号化、本店及びコンピューターシステムの設置場所での生体認証を用いたアクセス権管理の導入など、重要データの消失、誤用、改変等の事故が起こらないよう様々な施策を実施しています。又、情報セキュリティ管理に関する国際規格である「ISO/IEC27001:2005」認証や品質管理の国際規格である「ISO9001:2000」を取得し、これらに基づくPDCAサイクルによる管理体制を徹底することにより継続的に情報セキュリティのレベル向上を図っています。

⑥ 私設取引システム（PTS）運營業務の安定的運用と拡大

PTS運營業務においては、システムの安全性及び安定性の確保、適切な価格形成への対応を行ってまいりました。又、流動性の確保も適切な価格形成の重要な要素となりますが、取扱い銘柄数を順次拡大し、新投資ツールを導入してきたほか、今後は信用取引の導入、同業他社との接続等の施策により、流動性を一層高める対応を行っていく予定です。

⑦ 知的財産権について

コンピューターシステム技術、サービスマーク等にかかる当社の無形資産については、特許権、商標権という形で企業の資産であることを明確化できるように特許出願や商標登録出願を行っております。自動売買に関する特許や株式会社三菱東京UFJ銀行との証券仲介業務に関する共同特許等、5件の特許権を当期末で取得しておりますが、今後も知的財産権を活用した企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

⑧ 品質管理態勢・内部管理態勢・法令遵守態勢の高度化

企業の不祥事等が相次ぐ中、本年夏以降に施行が予定される金融商品取引法に基づく内部統制報告書の作成が平成21年3月期より義務化されるなど、企業の内部管理についてはより高度な態勢の整備が求められています。当社は、ISO9001（品質管理）・ISO27001（情報セキュリティ管理）・ISO20000（ITサービス管理）の国際認証を取得、これらの規格に則り、「記録管理」と「不備改善」プロセスを基礎とした経営管理フレームワークを構築し、品質管理、内部管理、法令遵守態勢の整備を行ってま

いりましたが、今後もECS2000(倫理法令遵守マネジメントに関する国内規格)、ISO26000(企業の社会的責任の国際規格)など、新たな規格に基づく管理手法の採用の検討、使用人の教育の徹底と法令遵守意識の向上、財務報告に係る内部統制報告書作成のための準備などを通じ、これら態勢の一層の整備・高度化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

① 株式の取扱業務

イ. 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

ロ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

ハ. P T S 運営業務

夜間取引市場「kabu.com P T S」の運営業務及び同市場において顧客の売買を執行する業務

② デリバティブ商品の取扱業務

イ. 先物・オプション取引の委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. カバードワラント

ゴールドマン・サックス証券との提携によるカバードワラント取扱業務

③ 投資信託の取扱業務

投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務

(6) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

本社 東京都中央区新川一丁目28番25号

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	51名	11名増加	36.0歳	3.1年
女性	30	3名増加	34.0	3.2
合計又は平均	81	14名増加	35.3	3.1

(注) 使用人数は使用人兼執行役及び臨時使用人（派遣社員）19名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
日本証券金融株式会社	69,659百万円
B N P パリバ証券会社	27,281
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社三菱東京UFJ銀行は、当期末後の平成19年4月26日を決済日として当社株式94,000株の公開買付けを行いました。これにより、同行の議決権比率は25.96%、又、同行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの議決権比率は間接所有を含め40.36%となっております。

なお、当社は、平成19年6月に開催される当社定時株主総会後に三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社となる方針を平成19年3月5日に開催された取締役会において決議しております。

2. 株式の状況（平成19年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,330,000株

(2) 発行済株式の総数 975,579株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は5,202株増加しております。

(3) 株主数 48,258名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株式会社三菱東京UFJ銀行	159,320株	16.33%
三菱UFJ証券株式会社	103,187	10.57
伊藤忠商事株式会社	97,854	10.03
みずほ証券株式会社	68,917	7.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,657	4.67
伊藤忠ファイナンス株式会社	22,112	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,902	1.73
バンクオブニューヨークジーシーエムクラ イアントアカウンツィーアイエスジー	16,420	1.68
東短ホールディングス株式会社	15,606	1.59
三菱UFJ信託銀行株式会社	13,768	1.41

（注） 出資比率は自己株式（9株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）

① 平成15年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
465個（新株予約権1個につき9株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
4,185株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 135,000円（1株当たり 15,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 7,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年1月1日から平成22年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	126個	1,134株	3名
社外取締役	—	—	—

② 平成16年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
94個（新株予約権1個につき9株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
846株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 201,294円（1株当たり 22,366円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 11,183円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年5月1日から平成22年12月31日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	54個	486株	1名
社外取締役	15	135	1

③ 平成18年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,251個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
3,753株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 981,066円（1株当たり 327,022円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 163,511円

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	246個	738株	1名
社外取締役	216	648	1

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び執行役の様況 (平成19年3月31日現在)

① 取締役

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表様況
取締役会長	山下 公央	監査委員会委員長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取締役 代表執行役社長	齋藤 正勝	
取締役	松本 直樹	指名委員会委員 報酬委員会委員
取締役	雪矢 正隆	指名委員会委員 報酬委員会委員
取締役	磯崎 哲也	監査委員会委員 株式会社磯崎哲也事務所代表取締役
取締役	志賀 ござ江	監査委員会委員
取締役	佐藤 丈文	監査委員会委員

- (注) 1. 取締役山下公央氏、松本直樹氏、雪矢正隆氏、磯崎哲也氏、志賀ござ江氏、佐藤丈文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職様況は、以下のとおりであります。
- ・取締役松本直樹氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員を兼務しております。
 - ・取締役雪矢正隆氏は、伊藤忠商事株式会社の金融部門長を兼務しております。
3. 監査委員磯崎哲也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査委員志賀ござ江氏は、弁護士資格を有しており、検事の経験等も含めコンプライアンス等を中心に専門的な知見を有しております。監査委員佐藤丈文氏は、弁護士資格を有しており、企業に関する法律を中心に専門的な知見を有しております。

② 執行役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表執行役社長	齋藤正勝	
常務執行役	臼田琢美	営業統括部部长
常務執行役	雨宮猛	業務統括部部长
常務執行役	眞部則広	事務統括部部长
執行役	石川陽一	P T S 統括部部长

(注) 齋藤正勝氏は取締役を兼務しております。

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取(うち社外取締役)	6名 (6)	52百万円 (52)
執行役	5	138
合 計	11	191

(注) 執行役を兼務する取締役1名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。

(3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

① 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

② 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、役付に応じそれぞれ「報酬委員会規程」に定める金額の上限及び基準を条件として、固定報酬はその確定金額を、又、変動報酬はその具体的な算定式を報酬委員会で決定する。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
 - ・取締役松本直樹氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員であります。なお、当社は株式会社三菱東京UFJ銀行と通常の銀行取引のほか、証券仲介業務、銀行代理業務において業務提携を行っております。
 - ・取締役雪矢正隆氏は、伊藤忠商事株式会社の金融部門長であります。なお、当社と伊藤忠商事株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役磯崎哲也氏は、株式会社磯崎哲也事務所の代表取締役であります。なお、当社と株式会社磯崎哲也事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役志賀こず江氏は、白石綜合法律事務所に所属する弁護士であります。当社と白石綜合法律事務所との間には特別の関係はありませんが、同法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
 - ・取締役佐藤丈文氏は、西村ときわ法律事務所に所属する弁護士であります。当社と西村ときわ法律事務所との間には特別の関係はありません。

- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
 - ・取締役松本直樹氏は、三菱UFJニコス株式会社及びモバイルネットバンク設立調査株式会社の社外取締役であります。
 - ・取締役雪矢正隆氏は、伊藤忠ファイナンス株式会社、伊藤忠キャピタル証券株式会社、ファミマクレジット株式会社及びポケットカード株式会社の社外取締役であります。
 - ・取締役磯崎哲也氏は、株式会社ミクシィ及び株式会社レッド・エンタテインメントの社外監査役を兼務しております。
 - ・取締役志賀こず江氏は、日本興亜損保株式会社及びFXプライム株式会社の社外監査役を兼務しております。

- ③ 主要取引先等特定事業関係者との関係
概要事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

氏名	出席状況及び発言内容
取締役 山下 公 央	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、又、当期開催の監査委員会14回の全てに出席し、取締役会議長、監査委員会委員長として議案の上程や議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 松本 直 樹	当期開催の取締役会11回のうち8回に出席し、当社のその他の関係会社の常務執行役員として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 雪 矢 正 隆	選任後に開催された9回の取締役会のうち8回に出席し、当社の主要株主の金融部門長として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 磯 崎 哲 也	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、又、当期開催の監査委員会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 志 賀 こ ず 江	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、又、当期開催の監査委員会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 佐 藤 丈 文	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、又、当期開催の監査委員会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 磯崎哲也氏、志賀こず江氏及び佐藤丈文氏については、平成19年3月より実施された株式会社三菱東京UFJ銀行による当社株式の公開買付けに関し組成された特別委員会の委員であり、公認会計士又は弁護士の専門的見地から当該公開買付けに関する事項を特別委員会で協議し、当社が公表した「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明」の基礎となる報告書を取締役に提出しております。

ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項概要事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である四半期の財務情報開示に係る相談業務を委託し、対価を払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

監査委員会は、会計監査人の当社からの独立性、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制その他を考慮して再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主利益の最大化を重要な経営目標としております。信用取引拡大のために必要な財務体質の強化とコンピューターシステムへの投資等将来の事業拡大に必要な投資のための内部留保、及びそれらの効果によるROEの向上を通じての1株当たりの利益水準の増加を推進、同時にこれらとのバランスを考慮に入れながら配当を中心とした利益配分を行い、株主利益の最大化を図り、配当性向30%程度の配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、初の配当を行った前期はMe ネット証券株式会社との合併に伴う税効果等の特殊要因を除き計算した配当性向が30.1%（特殊要因を含めると22.5%）となる1株当たり2,300円の配当を実施、当期の期末利益配当については、平成19年5月24日に開催された取締役会において、配当性向31.9%となる1株当たり2,000円と決定いたしました。

7. 業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

- ② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
内部監査室は、監査委員会の監督下であり、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。又、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定し、その指揮権は監査委員会に属するものとしております。

- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。
 - ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
 - ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
 - ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
 - ・行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
 - ・業務執行部門で実施した品質監査の結果
 - ・業務執行の妥当性、適法性に疑義あると思われる事項が生じた場合には、その事項
 - ・その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、「選定監査委員」）が定めた事項

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の使用人を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。なお、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・他の取締役、執行役及び使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限
- ・当社の業務及び財産の状況を調査する権限
- ・監査委員会の権限を行使するために必要あるときに、子会社もしくは連結子会社に対して営業の報告を求め、又は、子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査する権限
- ・その他監査に関し監査委員会が必要と認める権限

⑤ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「第一者監査」、内部監査室による「第三者監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。

⑥ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社社規則に規定しております。又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。

⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初にリスク管理方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備の整備方法、リスク算定等にかかる基礎データの管理方法を当社内規定に定めております。

⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保される体制としております。具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む常務執行役以上の役付執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。

⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に親会社、子会社はございません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	352,170	流 動 負 債	324,632
現金・預金	50,739	信用取引負債	120,394
預託金	108,746	信用取引借入金	99,095
トレーディング商品	3	信用取引貸証券受入金	21,299
信用取引資産	177,455	有価証券担保借入金	28,472
信用取引貸付金	171,593	預り金	7,800
信用取引借証券担保金	5,862	受入保証金	122,695
立替金	130	短期借入金	41,000
募集等払込金	397	未払金	156
短期差入保証金	12,521	未払費用	558
先物取引差金勘定	239	未払法人税等	3,554
前払金	5	特別法上の準備金	1,571
前払費用	94	証券取引責任準備金	1,571
未収入金	270	負 債 合 計	326,203
未収収益	1,192	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	358	株 主 資 本	36,724
その他	14	資本金	7,195
貸倒引当金	△0	資本剰余金	11,912
固 定 資 産	11,601	資本準備金	11,912
有 形 固 定 資 産	230	利益剰余金	17,617
建物	229	その他利益剰余金	17,617
器具・備品	0	繰越利益剰余金	17,617
無 形 固 定 資 産	2,235	自 己 株 式	△1
ソフトウェア	2,224	評価・換算差額等	844
電話加入権	10	その他有価証券評価差額金	844
投資その他の資産	9,135	純 資 産 合 計	37,568
投資有価証券	4,116	負 債 純 資 産 合 計	363,771
出資金	3		
長期貸付金	1		
長期差入保証金	3,664		
長期前払費用	1		
繰延税金資産	348		
その他	1,441		
貸倒引当金	△440		
資 産 合 計	363,771		

損 益 計 算 書

（自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月 31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 収 益	20,946
受 入 手 数 料	15,083
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	0
金 融 収 益	5,857
そ の 他 の 営 業 収 益	5
金 融 費 用	1,154
純 営 業 収 益	19,791
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	8,740
営 業 利 益	11,051
営 業 外 収 益	103
営 業 外 費 用	137
経 常 利 益	11,017
特 別 利 益	18
貸 倒 引 当 金 戻 入	18
特 別 損 失	732
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	349
投 資 有 価 証 券 評 価 損	383
税 引 前 当 期 純 利 益	10,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,693
法 人 税 等 調 整 額	△479
当 期 純 利 益	6,088

株主資本等変動計算書

（自 平成18年 4月 1日）
（至 平成19年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金				
			繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日 残高	7,154	11,872	13,760	△1	32,785	533	33,319
事業年度中の変動額							
ストック・オプション/ 新株の発行	40	40			81		81
剰余金の配当			△2,231		△2,231		△2,231
当期純利益			6,088		6,088		6,088
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						310	310
事業年度中の変動額合計	40	40	3,856	－	3,938	310	4,248
平成19年3月31日 残高	7,195	11,912	17,617	△1	36,724	844	37,568

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法
- ① トレーディングの目的及び範囲
当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。
トレーディング業務において取扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。
- ② 評価基準及び評価方法 時価法
- (2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
- ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
- ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。
- (3) 固定資産の減価償却方法
- ① 有形固定資産 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-------|---------|
| 建 物 | 10年～15年 |
| 器具・備品 | 6年～8年 |
- ② 無形固定資産
ソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
長期前払費用 定額法
- (4) 引当金及び準備金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した金額を計上しております。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。
- (7) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて計算書類を作成しております。
- (8) 会計方針の変更
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）
当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は、37,568百万円であります。
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 55百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|-------|-----------|
| ①金銭債権 | 50,070百万円 |
| ②金銭債務 | 10,051百万円 |
- (3) 差し入れている有価証券及び差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。
- ①差し入れている有価証券
- | | |
|----------------------|------------|
| イ 信用取引貸証券 | 22,321百万円 |
| ロ 信用取引借入金の本担保証券 | 103,192百万円 |
| ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 28,534百万円 |
| ニ 差入保証金代用有価証券 | 97,180百万円 |
- ②差入を受けている有価証券
- | | |
|-----------------|------------|
| イ 信用取引貸付金の本担保証券 | 159,595百万円 |
| ロ 信用取引借証券 | 5,849百万円 |
| ハ 受入保証金代用有価証券 | 157,260百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	40百万円
② 金融費用	64百万円
③ 販売費・一般管理費	420百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	970,377株	5,202株	一株	975,579株

(注) 発行済株式の総数の増加5,202株は、新株予約権の行使によるものです。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	9株	一株	一株	9株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,231百万円
・1株当たり配当額	2,300円
・基準日	平成18年3月31日
・効力発生日	平成18年5月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成19年5月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,951百万円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成19年3月31日
・効力発生日	平成19年6月11日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権 Aストック・オプション・プラン (平成15年12月31日発行)	第1回新株予約権 Bストック・オプション・プラン (平成16年4月30日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,185株	846株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
証券取引責任準備金	639百万円
未払事業税	268
貸倒引当金	172
その他	207
繰延税金資産合計	1,287
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	579
繰延税金負債合計	579
繰延税金資産の純額（流動）	358
繰延税金資産の純額（固定）	348

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因

となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.9

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具・備品	2,439百万円	1,145百万円	1,293百万円
ソフトウェア	785	327	458
合計	3,224	1,472	1,752

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	761百万円
1年超	1,028百万円
合計	1,789百万円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	795百万円
減価償却費相当額	747百万円
支払利息相当額	54百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	996,973	銀行業	(被所有) 16.3	兼任1	銀行取引	短期借入	-	短期借入金	10,000

(注) 1. 短期借入金の取引金額については、借入期日の更新によるものでありかつ金額が多額であるため記載しておりません。なお、借入の利率については、他金融機関からの借入利率を参考に、決定しております。

(注) 2. 上記の他、預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、記載しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 38,509円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6,267円97銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 6,213円60銭 |
| (4) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定基礎 | |
| 1株当たり当期純利益 | |
| ①普通株式に係る当期純利益 | |
| イ損益計算上の当期純利益 | 6,088百万円 |
| ロ普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| ハ差引普通株式に係る当期純利益 | 6,088百万円 |
| ②普通株式の期中平均株式数 | 971,418株 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | |
| ①当期純利益調整額 | －百万円 |
| ②普通株式増加数 | 8,499株 |
| うち新株予約権 | 8,499株 |

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月17日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査委員会監査報告

当監査委員会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制にかかる体制全般の状況について監視及び検証し、かつ監査委員会が定めた監査委員会規程、内部監査基本規程の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制にかかる体制全般に関する取締役会の決議の内容は相当と認めます。また、当該内部統制にかかる体制全般に関する取締役会及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月23日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長	山下公央	Ⓔ
監査委員	磯崎哲也	Ⓔ
監査委員	志賀こず江	Ⓔ
監査委員	佐藤丈文	Ⓔ

(注) 監査委員山下公央、磯崎哲也、佐藤丈文、志賀こず江は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
1	山 下 公 央 (昭和26年2月18日生)	昭和49年4月 ㈱三和銀行入行 平成10年4月 同行 市場リスク管理部長 平成12年4月 同行 総合リスク管理部長 平成13年4月 ㈱UFJホールディングス 総合リスク管理部長 平成14年1月 同社 リスク統括部長 平成15年7月 ㈱UFJ銀行 総合リスク管理部長を兼務 平成16年7月 ㈱UFJホールディングス 執行役員 リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 平成17年5月 ㈱UFJホールディングス 執行役員 平成17年6月 当社 取締役会長（現職） <当社における地位、担当> 指名委員会委員長、報酬委員会委員長、 監査委員会委員長、選定監査委員	12株
2	齋 藤 正 勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス㈱入社 平成5年8月 第一証券㈱入社 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同社入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役COO 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現職）	2,712株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
3	渡辺 喜 宏 (昭和22年7月26日生)	昭和45年4月 ㈱東京銀行入行 平成9年6月 ㈱東京三菱銀行 取締役 平成13年5月 同行 常務取締役 平成13年6月 同行 常務執行役員 平成14年5月 同行 常務執行役員アジア本部長 平成16年4月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グ ループ 常務執行役員法人連結事 業本部副本部長 平成16年5月 ㈱東京三菱銀行 常務執行役員グ ローバル企業部門長兼アジア本部 長 平成16年6月 同行 常務取締役グローバル企業 部門長兼アジア本部長 平成17年1月 同行 専務取締役グローバル企業 部門長兼アジア本部長 平成17年5月 ㈱東京三菱銀行 専務取締役 平成17年6月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グ ループ 専務取締役 三菱信託銀行㈱ 取締役 平成17年10月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グ ループ 専務取締役(現任) 平成18年6月 三菱UFJ証券㈱ 取締役(現任) <他の会社の代表状況> ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表取締役	—
4	笠松 重 保 (昭和27年4月10日生)	昭和51年4月 ㈱三菱銀行入行 平成13年6月 東京三菱証券㈱ 企画部長 平成14年5月 同社 取締役 平成14年9月 三菱証券㈱ 執行役員経営企画部、 財務企画部、広報部担当 平成15年6月 同社 常務執行役員経営企画部、 財務企画部、法務部担当 平成17年8月 同社 常務執行役員経営企画部、 財務企画部、法務部担当兼経営企 画部長 平成17年10月 三菱UFJ証券㈱ 常務執行役員経営 企画部、経理部、法務部担当兼経 営企画部長 平成18年6月 同社 取締役常務執行役員コンプ ライアンス本部長兼内部管理統括 責任者(現任) 平成19年5月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グ ループ 常務執行役員コンプライ アンス副担当(副チーフ・コンプ ライアンス・オフィサー)(現 任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
5	村上 敦士 (昭和36年5月9日生)	昭和59年4月 ㈱三和銀行入行 平成14年7月 ㈱UFJホールディングス 経営企画部次長 平成17年2月 同社 経営企画部副部長 平成17年10月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部次長 平成19年5月 同社 経営企画部副部長 (現任)	—
6	磯崎 哲也 (昭和36年8月26日生)	昭和59年4月 ㈱長銀経営研究所入社 平成4年8月 公認会計士登録 平成7年4月 ㈱長銀総合研究所に転籍 産業調査第二部インターネット金融・技術担当 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 囑託・オンライン証券会社設立準備担当 平成11年7月 ネットイヤーグループ㈱入社 財務責任者 平成13年7月 磯崎哲也事務所代表 (現職) 平成15年6月 当社 監査役 平成16年6月 当社 取締役 (現職) ＜当社における地位、担当＞ 監査委員会委員、選定監査委員 ＜他の会社の代表状況＞ ㈱磯崎哲也事務所代表取締役	—
7	佐藤 丈文 (昭和45年8月9日生)	平成7年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成7年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所入所 平成14年5月 米国コロンビア大学ロースクール(LL.M.)卒業 平成14年8月 米国ニューヨークDebevoise & Plimpton法律事務所勤務 平成15年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成15年6月 西村総合法律事務所復職 平成16年1月 西村ときわ法律事務所 パートナー弁護士 (現職) 平成17年6月 当社 取締役 (現職) ＜当社における地位、担当＞ 監査委員会委員	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山下公央氏、渡辺喜宏氏、笠松重保氏、村上敦士氏、磯崎哲也氏及び佐藤丈文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本株主総会において取締役候補者山下公央氏、渡辺喜宏氏、笠松重保氏、村上敦士氏の4名が選任され、当社取締役として就任した場合には、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは当社の親会社に該当することとなり、株式

会社三菱UF J フィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する当社の特定関係事業者に該当することとなります。各社外取締役候補者と株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループを含む特定関係事業者との関係については注記4の④に記載をしております。

4. 各社外取締役候補者の「①社外取締役候補者として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の社外取締役に就任してからの在任期間」「③他の会社の役員として在任中の当該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

(1) 山下公央氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行及び銀行持株会社において、支店長、デリバティブズ会社社長、リスク管理部長及びリスク管理・コンプライアンス担当役員等を歴任し、企業経営、リスク管理・内部統制に精通していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、取締役会長として取締役会の適切な運営に加え、専門的知識や業務経験を活かし、当社の経営管理・リスク管理の高度化・内部統制の強化等に社外取締役として貢献していただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、平成14年1月から平成17年5月まで、株式会社UF J ホールディングス（現株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループ）の部長及び執行役員でありました。

(2) 渡辺喜宏氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行及び銀行持株会社において国際金融や大企業取引分野の責任者として銀行経営を経験するとともに、グループ横断的なリスク管理の統括を担当するなど、グローバルな視点で幅広い会社経営を経験しており、その経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③同氏が取締役を務めている株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループは米国監督当局の検査において、米国におけるマネーロンダリング防止対応に関連して、業務改善命令を受けております。また、同氏が取締役を務めていた株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UF J 銀行）は、派遣社員がお客さまの預金を着服する事件が発生し、金融庁から業務改善命令を受けております。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役（代表取締役）兼三菱UFJ証券株式会社取締役であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(3) 笠松重保氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行における業務経験に加え、総合証券会社の取締役及び執行役員として経営企画、財務、コンプライアンスなど経営管理に幅広く精通していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③同氏が取締役を務めている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（証券取引法で定められている証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受けております。

④同氏は、現在三菱UFJ証券株式会社取締役常務執行役員兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(4) 村上敦士氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行持株会社の経営企画部門における経営管理の実務の中核としてグループ会社経営に関与してきており、グループ各社の経営課題への対応、成長戦略の立案などの経験を通じて、経営企画・経営管理業務に幅広く精通していることから、その経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役として、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③該当事項はございません。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ経営企画部副部長であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(5) 磯崎哲也氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、ベンチャー企業の最高財務責任者やベンチャー投資会社の代表取締役として企業の運営や成長に関わった経験及び社外取締役等の経験を持ち、公認会計士としての専門知識に加え情報技術への造詣も深く、その経験と専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、一般的な財務、会計面や内部統制強化の発言に加え、Me ネット証券株式会社との合併時の企業価値算定の考え方についての発言や、当社に対する株式公開買付け時の特別委員としての発言等を通じて、その専門性を遺憾なく発揮いただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年となります。(同氏は、当社社外取締役への就任以前は、当社社外監査役に就任しておりましたが、社外監査役として就任していた期間をあわせた通算の在任期間は4年となります。)

③該当事項はございません。

④同氏は、当社の特別関係事業者との関係はございません。

(6) 佐藤丈文氏(再任)

①同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、企業に関する法律実務を専門とする弁護士であり、その専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、内部統制の強化、会社法への対応、Me ネット証券株式会社との合併、当社に対する株式公開買付け及びその他日常的な経営監督の場面において、法的側面からの発言等を通じて、その専門的な知見を遺憾なく発揮いただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年となります。

③該当事項はございません。

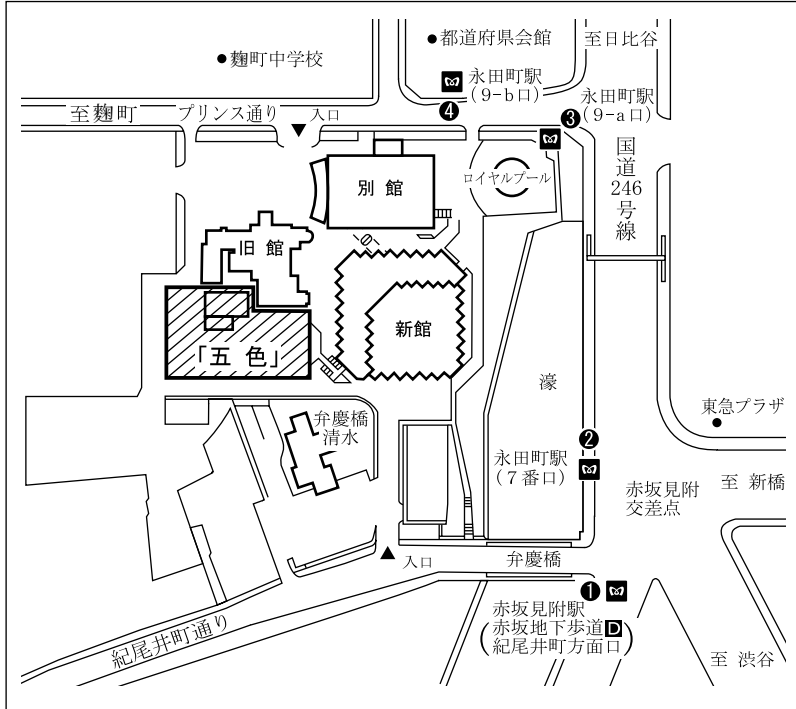
④同氏は、西村ときわ法律事務所の弁護士であり、同氏及び同法律事務所所属の弁護士は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社(但し、当社を除く。)に対して、各種の法律業務を提供しており、それに対して相当額の報酬を過去2年間において受けており、又、今後受ける予定があります。なお、当該報酬の額は、同事務所所属の弁護士が提供する法律業務の具体的な内容等に応じて相当額の範囲内で多額となる場合があります。

5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者が当社取締役として選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1番2号
グランドプリンスホテル赤坂（旧赤坂プリンスホテル）
「五色」2階 五色の間
電話番号 03 (3234) 1111



(交通)

- ① 東京メトロ 銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅（赤坂地下歩道D紀尾井町方面口）から徒歩1分
- ② 東京メトロ 半蔵門線永田町駅（7番口）から徒歩2分
- ③ 東京メトロ 南北線永田町駅（9-a口）隣接
- ④ 東京メトロ 有楽町線永田町駅（9-b口）から徒歩1分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。